

令和7年6月23日

特定自主検査関係事業所 事業主 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
佐賀県支部 支部長 山口 一志

クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に関わる 定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会佐賀県支部の運営につきまして、ご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、最近油圧ショベルメーカーでは、「クレーン機能を備えた油圧ショベル」を製造し、市場に供給しておりますが、「クレーン機能を備えた油圧ショベル」についての安全衛生関係法令の適用は、車両系建設機械に関する規定と、移動式クレーンに関する規定の両方が適用されます。

このため、定期自主検査につきましても、車両系建設機械部分は特定自主検査、クレーン機能部分は定期自主検査と、両方実施する必要があります。

したがって、「クレーン機能を備えた油圧ショベル」の定期自主検査を実施するには、車両系建設機械と移動式クレーンの二つの検査資格が必要となります。

これを受け当支部では、「社団法人日本クレーン協会」との共催により、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削用・解体用機械）の特定自主検査資格を有する者を対象として、クレーン機能部分についての定期自主検査資格を取得するための「安全教育」を下記により開催しますので、受講していただきますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 対 象 者 車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用・解体用機械） 検査業所属検査者及び事業内検査者

※尚、上記の検査者は以下の者である。

- ① 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、又は建設業労働災害防止協会で取得した資格を有する者。
- ② 職業能力開発促進法（旧：職業訓練法）及び建設業法によって取得した一定の資格（1級又は、2級の建設機械整備技能士・及び1級又は、2級（1～3種）建設機械施工技士等）を有する者。

※定期自主検査者安全教育の更新はありませんので、一度受講された方は受講する必要はありませんが、再度受講希望の方はお問合せ下さい。

2. 開 催 期 日 令和7年8月5日（火） （受付8：30～8：50 / 講義9：00～12：30）

3. 開 催 会 場 肥前通運株式会社 武雄市北方町大字志久 1936-1 TEL 0952-36-5151

4. 受 講 料

一 般	会 員
8,800 円	8,800 円

- ① 上記、受講料には消費税10%・テキスト代を含みます。
- ② 受講料の納入は受講申込受付後、「受講料払込票」をお送り致しますので、お近くの郵便局よりお支払いをお願い致します。
- ③ 当日キャンセルの場合は、受講料を返納致しません。キャンセルのご連絡は、事務局に早急をお願い致します。

5. 申 込 方 法

※以下の要領で、**郵送**でお送り下さい。

申 込 書	別紙「安全教育受講申込書」に必要事項を記入して下さい。
添 付 書 類	特定自主検査者であることを証明する「資格修了証」又は「合格証」のコピー。
申 込 締 切	令和7年7月18日（金）
送 り 先	〒849-1301 佐賀県鹿島市大字常広 139-2 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 佐賀県支部 宛 Tel 0954-62-6315

6. 修 了 証

講習の全科目（3. 5時間）を受講された方には、講習会当日、講習修了後ただちに、「クレーン機能付車両系建設機械クレーン定期自主検査者安全教育修了証」を交付致します。

※印鑑を必ず持参して下さい。

※ご不明な点がございましたら、申込書送付先にお問い合わせ下さい。